

第3次八女市環境基本計画策定業務委託
【公募型プロポーザル実施要領】

令和7年10月

八女市 環境課

目 次

- 1．本実施要領の趣旨
- 2．事業目的
- 3．業務概要
- 4．参加資格要件
- 5．スケジュール
- 6．企画提案書等
- 7．質疑応答
- 8．選考手順及び契約
- 9．その他の留意事項
- 10．問い合わせ先（書類提出先）

1. 本実施要領の趣旨

当該事業の実施にあたり、広く専門的な知識や手法、着想及び経験等を活用し、公募型プロポーザルの実施により、受託者の募集を行い、応募事業者による提案内容を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業目的

本業務は、平成29年3月に策定した「八女市環境基本計画」の計画期間（平成29年度から令和8年度）が終了するにあたり、本市の良好な環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の推進を図るための基本的な計画である第3次八女市環境基本計画を策定すること及び気候変動適応法第12条に基づく、地域気候変動適応計画を策定することを目的とする。

その他、本市における各計画と整合性を図るとともに SDGs や脱炭素社会、自然共生社会、循環型社会の観点も取り入れることとする。

3. 業務概要

（1）事業名

第3次八女市環境基本計画策定業務委託

（2）「第3次八女市環境基本計画策定業務委託」にて一括発注する計画名

・第3次八女市環境基本計画（地域気候変動適応計画を内包する）

（3）業務内容

別紙「第3次八女市環境基本計画策定業務委託 特記仕様書」

（4）契約期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

（5）提案上限額

9, 865千円（消費税及び地方消費税含む。）

（内訳：令和7年度4, 837千円、令和8年度 5, 028千円）

4. 参加資格要件

次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

- (3) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5. スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとする。

内容	日時
公募の開始（実施の公表）	令和7年10月17日（金）
参加申込書提出期限	令和7年10月27日（月）17時まで
質問票受付期限	令和7年10月27日（月）17時まで
質問回答日	令和7年10月28日（火）17時までに回答
企画提案書等の提出期限	令和7年10月28日（火）から 令和7年11月4日（火）17時まで
書類審査	令和7年11月4日（火）から 令和7年11月7日（金）まで
書類審査結果通知	令和7年11月11日（火）
プレゼンテーション審査	令和7年11月18日（火）
受託候補者選定結果通知	令和7年11月21日（金）

※日程については変更する場合があります。

6. 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類名		様式	提出部数 (電子メール)
1	参加申込書	様式第1号	1
2	会社概要書	様式第2号	1
3	業務実績書	様式第3号	1
4	配置予定技術者	様式第4号 (その1～4)	1
5	企画提案書 (業務実施体制・業務工程表 含)	様式第5号及び 任意様式※	1
6	見積書(積算内訳・積算根拠含)	任意様式	1
7	質問票	様式第6号	1

※企画提案書の任意様式の詳細については以下のとおりとする。

- ・別紙特記仕様書の業務項目に沿った企画提案書を作成すること。
- ・用紙の規格はA4サイズとすること。
- ・目次及びページ番号をつけること。ページ数の制限は定めない。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記載すること。
- ・末尾に、業務実施体制及び業務工程表を記載すること。

(2) 提出書類様式の配布

本プロポーザルに関する提出書類様式は、本市公式ホームページ上でダウンロードすること。

(3) 提出書類の作成に関する留意事項

文字サイズは12ポイント以上とすること。見積書には、特記仕様書、企画提案書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

(4) 提出方法

電子メール（電子メール送信後、八女市環境課に電話連絡すること）

※押印が必要な様式については、PDF形式で送信すること。

(5) データ提出先

八女市市民部環境課

電話：0943-23-1462 メールアドレス：kankyou@city.yame.lg.jp

(6) 提出期間

・参加申込書：令和7年10月17日（金）から令和7年10月27日（月）17時まで

・企画提案書等：令和7年10月28日（火）から令和7年11月4日（火）

17時まで※提出期間内であれば、再提出及び差替えは可能とする。

7. 質疑応答

(1) 質疑の提出様式

質問票（様式第6号）

(2) 提出期間

参加申込書提出から令和7年10月27日（月）17時まで

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

八女市市民部環境課

メールアドレス kankyou@city.yame.lg.jp

(5) 回答方法

回答方法は、全ての質問をとりまとめたうえで、全参加申込書提出者に対し、質問票回答日である令和7年10月28日（火）17時までに電子メールで回答する。ただし、質問内容が企画提案をするうえで影響があると判断されるものについては、随時回答することとする。

8. 選考手順及び契約

選考方法

受託候補者の選定方法は、書類審査とプレゼンテーション審査の合計点が最高得点であるものとする。ただし、プレゼンテーション審査は書類審査の上位3者で実施するものとする。参加申込が3者以下の場合は、書類審査を省略し、プレゼンテーション審査の最高得点であるものとする。

参加者が1者のみの場合でも、プレゼンテーション審査・評価は実施するものとする。

(1) 書類審査

書類審査は、本市において定めた審査基準に基づき審査し、業務実績等を勘案し、プレゼンテーション審査参加者を選定するものとする。書類審査の結果は、企画提案書等を提出したすべての者に対し、担当者宛に電子メールにて行うものとする。

(2) プレゼンテーション審査

①実施日

令和7年11月18日（火）（該当者には別途メール通知）

②会場

八女市役所内会議室（福岡県八女市本町647番地）

③時間配分

説明 20 分以内、終了後、質疑応答 10 分

④出席者

3 名まで可。ただし、本業務の総括責任者および主担当者は出席し、主担当者が説明すること。

⑤説明内容

企画提案書に基づく提案内容の説明

⑥審査資料

当日、プレゼンテーションのための関連資料を追加で提出することができる。提出する場合は、資料を 7 部準備すること。ただし、企画提案書に記載のない新たな提案を行うことはできない。

※プレゼンテーション時におけるスクリーン（テレビ 65 インチ）は市が準備する。パソコンや HDMI 等、その他必要な機器は提案者において準備すること。

（3）受託候補者選定結果通知

選定結果は、令和 7 年 11 月 21 日（金）に担当者宛にメールにて通知する。あわせて、市のホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

（4）失格条項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とする。

①定められた提出方法、提出先、提出期限などの条件に適合していない場合

②記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

③疑義の内容が記載された場合

④審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

⑤契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合

⑥前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

（5）契約

①契約方法

本市において定めた評価規準に基づき受託候補者に選定された者と、随意契約締結に向け交渉するものとする。ただし、契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

②契約内容

契約内容は企画提案書等に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

9. その他の留意事項

（1）本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。

- (2) 原則として提出されたデータ等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 参加を辞退する場合は、すみやかに八女市環境課へ連絡すること。

10. 問い合わせ先

八女市市民部環境課 井手・青木

〒834-8585 八女市本町647番地

電話：0943-23-1462

メールアドレス：kankyou@city.yame.lg.jp